

○介護支援専門員法定研修について

(R2.3 栃木県保健福祉部高齢対策課)

介護支援専門員法定研修については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 通知）等により実施することとされています。

本県では、指定研修機関（とちぎ健康福祉協会）において、研修を実施しております。

令和 2 (2020) 年度の研修日程等については、順次、とちぎ健康福祉協会ホームページに掲載予定です。
(<http://www.tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/k-annai.html>)

☞ とちぎ健康福祉協会事業部 各研修で検索

受講にあたっての留意事項

令和 2 (2020) 年度の介護支援専門員法定研修については、台風 19 号、新型コロナウイルスの影響等により研修開催時期等が例年とは異なることが予測されますので、今後、とちぎ健康福祉協会のホームページに掲載される研修スケジュール及び各研修の実施要領を注視してください。

- ・研修は計画的に受講し、介護支援専門員証の有効期間満了日前に修了できるよう御留意ください。
- ・研修受講地は、原則として「介護支援専門員として登録している都道府県」です。
受講地の変更に関しては栃木県ホームページを御参照ください。

研修別	内容	受講要件	時間数	研修日数 (予定)	受講料 (資料代含む)
実務研修		介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	87 時間 (実習)	15 日 (3 日)	54,000 円
再研修		新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者	54 時間	11 日	34,000 円
更新研修	未経験者	実務経験がなく、介護支援専門員証の有効期間が概ね 1 年以内に満了する者	54 時間	11 日	34,000 円
	実務経験者 (1 回目)	実務経験があり、介護支援専門員証の有効期間が概ね 1 年以内に満了する者	88 時間	17 日	69,000 円
	実務経験者 (2 回目以降)		32 時間	8 日	27,000 円
専門研修	課程 I	現に介護支援専門員として実務に従事している者であって、原則、就業後 6ヵ月以上の者	56 時間	9 日	42,000 円
	課程 II	原則、介護支援専門員として実務に従事している者であって、専門研修課程 I を修了している就業後 3 年以上の者	32 時間	8 日	27,000 円
主任研修		十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者	70 時間	13 日	52,000 円
主任更新研修		主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね 2 年以内に満了する者	46 時間	8 日	35,000 円